クローズアップ Close UP! さむかわ

重要な施策や制度、
旬のイベントなどを紹介します。

地域の課題を町長と一緒に考えましょう まちづくり懇談会を開催します

まちづくり懇談会は、地域の皆さんと町長が話し合いを通じ、地域課題の解決に向けて取り組んでいくことを目指しています。皆さんの参加をお待ちしています。

日時 6月29日(土)①午前9時30分～②午後1時30分～
場所 町民センター
テーマ
▼まちぐるみで子育てを応援しよう
▼あなたと町、力を合わせてやってみたいことは？

■問い合わせ先
協働文化推進課 ☎内線272
協働担当 FAX(74)9141

図書館・文書館特別休館日のお知らせ

寒川総合図書館および寒川文書館では、蔵書点検、本棚整理、設備点検などを実施するため、次の期間休館します。

期間 6月11日(火)～15日(土)
※南部・北部分室は、常時開館しています。

＜注意事項＞
▼休館中は、正面玄関の返却ポストをご利用ください
▼CD、DVD、紙芝居、総合図書館または南部・北部分室で貸し出した他市町村図書館の本は、破損の恐れがありますので返却ポストには入れないでください

■問い合わせ先
寒川総合図書館 ☎(75)3615
FAX(75)3669
寒川文書館 ☎(75)3691
FAX(75)3758

茅ケ崎警察署・一般財団法人茅ケ崎地区交通安全協会は新庁舎へ移転します

現在、茅ケ崎警察署・一般財団法人茅ケ崎地区交通安全協会は、庁舎の老朽化などのため新庁舎の建設を進めています。そのため、現庁舎における業務は7月5日(金)までとなります。その後の新庁舎での運転免許証更新や各種申請窓口の業務開始は7月8日(月)午前8時30分からとなります。新庁舎への移転日前後は、移転作業等に伴い何かとご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

＜茅ケ崎警察署＞
所在地 茅ケ崎市茅ケ崎3丁目4番16号
☎(82)0110(緊急の場合は110番)

＜一般財団法人茅ケ崎地区交通安全協会＞
所在地 茅ケ崎市茅ケ崎3丁目4番12号
☎(83)3231

■問い合わせ先
町民安全課 ☎内線282
防犯・交通安全担当 FAX(74)9141

■案内図

(一財)茅ケ崎地区交通安全協会

茅ケ崎警察署

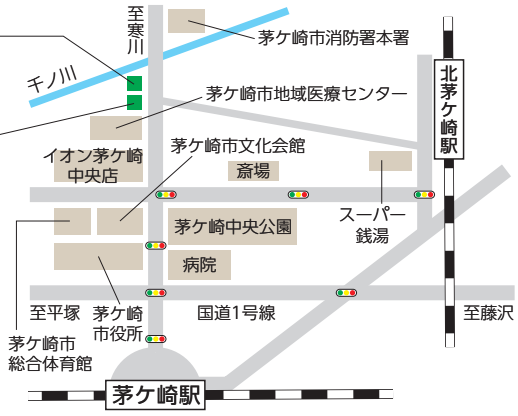

J:COM×寒川びっちょり祭参加者&ボランティア募集

日時　8月18日(日)午前10時～午後4時
場所　さむかわ中央公園

①水鉄砲バトル

対象　1チーム5人で構成するチーム60チーム(先着順)
内容　金魚すくいのポイを頭に付けて、コート内で5人組のチームで対戦
費用　大人の部(中学生以上の大人のみ)5000円、ファミリーの部(大人と子どもの混合)4000円、小学生以下の部(未就学児含む)2500円(参加費)

②ダンスステージ

対象　町内在住か在勤または在学の人を含む団体　12団体(抽選)
内容　日ごろ練習している成果を発表したいというダンスチームによるショー
費用　1団体2000円(参加費)

③模擬店

対象　町内で活動している団体、町内または近隣市町村の事業者　32店舗(抽選)
※町内事業者優先
内容　飲食関係、スーパーボールすくい、当てくじなどの模擬店
費用　1店舗4000円(町外の事業者は6000円、出店料)

④ボランティア

対象・内容　イベント補助、当日ごみの回収、駐車場・駐輪場整理のできる個人または団体

申し込み　6月10日(月)から町観光協会ホームページ、町観光協会、産業振興課にある所定の用紙に必要事項を記入して各問い合わせ先へ提出(②③6月28日(金)①7月23日(火)④8月8日(木)締め切り日必着)
①寒川総合スポーツクラブへ郵送か直接、ファクスまたはEメール(ssc_aota@yahoo.co.jp)で。費用は振込(手数料は各自負担)か7月27日(土)、28日(日)に町観光協会へ直接
②④町観光協会へ郵送か直接、ファクスまたはEメール(info@samukawa-kankou.jp)で
③産業振興課へ出店申込書および必要書類(飲食店(食品)営業許可証の写し・PL保険に加入した証(写し可)・誓約書(代表者の捺印がされたもの・写し可))を郵送か直接、ファクスまたはEメール(町ホームページから)で

■問い合わせ先
①寒川総合スポーツクラブ　青田　☎&FAX(74)2004
②④町観光協会　☎(75)9051　FAX(98)0209
③産業振興課　☎内線764　観光担当　FAX(74)2833

捨てる前に登録を 不用品登録制度

町では、不用になった物品で再利用できるものの情報を収集・紹介して、資源の有効活用を推進しています。
登録資格　町内在住または町内に事業所等を有する人
登録品目　家具・電気製品・台所用品・文具・楽器・軽車両(エンジンがないもの)・書籍・玩具・そのほか一般生活用品
※高額商品・食品・動植物・修理が必要なもの等は登録できません。
登録期間　3カ月(登録期間経過後に再登録できます)
価格　制度の趣旨をご理解いただき、無料または低価格でお願いします
システム　引き渡し・支払い等については、当事者間で連絡を取り合います
※軽車両の防犯登録などの引き渡し後の管理についても当事者間で確認・調整してください。
※取引が成立した場合は、町民窓口課にご連絡ください。
紹介場所　町役場1階同課前の掲示板、町ホームページ
登録方法　町民窓口課へ電話か直接、または町ホームページで
※登録には「もとめます」と「ゆずります」があります。
<注意事項>
▶ホームページの内容は、更新のタイミングによりすでに取引が成立している場合があります
▶町では物品は預かりません
▶6月以降「広報さむかわ」によるお知らせは不定期となります
問町民窓口課　☎内線254　町民相談担当　FAX(74)2833

児童手当を受けている人は、現況届の提出を忘れずに

児童手当を受給している人は、受給資格を確認しますので、6月28日(金)までに現況届を提出してください。受給中の人には、6月初旬に通知を発送します。現況届の提出がないと、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

児童と別居している人は、別居監護申立書が必要です。

公務員の人は職場で手続きをしてください。

対象　中学3年生(満15歳以後の最初の3月31日)までの児童を養育している人

支給月　原則として、毎年2月、6月、10月(それぞれの前月分まで支給)

※児童手当の手続きについては、通知をご覧になるか、子育て支援課へお問い合わせください。

■問い合わせ先

子育て支援課　☎内線162

子ども家庭担当　FAX(74)5613

■支給額(月額)

区分	所得制限未満		所得制限以上
3歳未満	1万5,000円		5,000円
3歳～小学生	第1・2子	1万円	
	第3子以降	1万5,000円	
中学生	1万円		

■所得制限

扶養親族の数	令和元年度(平成30年分)所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

eマーケティングリサーチ制度「最高ポイント獲得者へプレゼント」当選者の喜びの声

平成30年度にアンケートに回答し、最高ポイントを獲得した80人のeモニターの中から厳正なる抽選の結果、2人に「東京ディズニーリゾートペアチケット」を贈りました。当選者の声を一部抜粋でお届けします。

一之宮在住Aさん

数十年ぶりに妻とタイムマシンに乗った気分で行ってきます。住民の声を積極的に取り入れていただけるのは、素晴らしい取り組み。今後とも、住民が町を良くしていくためにどんなことに貢献できるのかという視点に立って、アンケートに参加させていただきます。

一之宮在住Kさん

まさかの当選でとても驚き、家族で喜びました。家族と祖父母も一緒に、ミッキーに会いに行こうと思います。商品券をきっかけに商店街のお店に行くこともあるのでぜひ続けてほしいと思います。

※eマーケティングリサーチ制度とは、登録モニターにアンケートをメール配信し、ご意見を収集・分析するものです。町では引き続き、eモニターを募集しています。詳しくは町ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先

広報戦略課　☎内線231

統計マーケティング担当　FAX(74)9141

各種保険料が決定しました

国民健康保険料

皆さんの前年の所得などをもとに、それぞれの年間保険料が決定しました。年間保険料額は6月中旬に通知します。

保険料が普通徴収の人は、6月から翌年3月までの10回納付、特別徴収の人は、年金受給月に年金から天引きされます。詳しくは、通知書をご確認ください。

※一定条件を満たした人に対して、保険料の減額制度があります。

■問い合わせ先

保険年金課　☎内線128

国保・高齢者医療担当　FAX(74)5613

介護保険料

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料が決定しました。年間保険料額は6月中に通知します。詳しくは、通知書をご確認ください。

保険料の滞納期間に応じ、介護サービス利用の制限措置をとる場合があります。保険料の納付が難しくなった場合は、高齢介護課に相談してください。

■問い合わせ先

高齢介護課　☎内線136

介護保険担当　FAX(74)5613

市町村民税世帯非課税の人は介護保険料が軽減されます

10月から消費税率が10％に引き上げられることに伴い、介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）で市町村民税世帯非課税（保険料段階第1段階から第3段階）の人の介護保険料が軽減されます。

■問い合わせ先
高齢介護課　☎内線136
介護保険担当　FAX(74)5613

保険料段階	対象者		保険料率（基準額61,680円×）		介護保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者または市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計額が80万円以下の人		2018年度	0.45	2万7,760円
			2019年度	0.375	2万3,130円
第2段階	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計額が	80万円を超えて120万円以下の人	2018年度	0.70	4万3,170円
			2019年度	0.60	3万7,010円
第3段階		120万円を超える人	2018年度	0.75	4万6,260円
			2019年度	0.725	4万4,720円

救急医療情報キットを配付しています

救急医療情報キットとは、救急隊員が迅速に救命活動等を行えるよう、必要となる情報を入れておく保管容器です。町では、このキットを無料配付しています。

対象　1人暮らしの高齢者や身体の不自由な人などでキットを希望する人

使い方　①キットに次のものを入れる（救急医療情報シート、顔写真、保険証の写し、お薬手帳の写し、薬剤情報提供の写し）②自宅の冷蔵庫に保管する③キットがあることを知らせるステッカーを冷蔵庫の扉と玄関の内側に貼る

※地域の民生委員・児童委員が配付します。

申し込み　地域の民生委員・児童委員、自治会、福祉課へ直接

■問い合わせ先
福祉課　☎内線142
総務担当　FAX(74)5613

生活習慣病予防 健康メモ⑤

第5回目のテーマは「6月病」です。

6月病とは、4月からの新しい環境に少し慣れたころ、疲れやストレスから体調を崩してしまう5月病のような症状が6月にくることを指します。6月は、梅雨で雨が多くなることからも、5月病よりさらに体調を崩しやすくなってしまいます。

6月病になると、気持ちが不安定になったり、イライラするなどの症状が現れます。対処法としては、疲れがたまったらしっかり休む、無理に外に出かけない、気心の知れた人とリフレッシュするなどが挙げられます。また、バランスの良い食事をしっかり食べてしっかり寝ることも重要です。

6月は何かと体調を崩しやすい時期ですが、休息をとりながら無理なく過ごしましょう。

今回の格言　「しっかり休んで、6月病対策」

問**保険年金課**　☎内線122
国保・高齢者医療担当　FAX(74)5613